

用地補償総合技術業務について

四国地方整備局

「用地補償総合技術業務」の特徴

実施要項1.1

公共用地の取得

憲法第29条第3項

私有財産は、正当な補償の下で公共のために用いることができる

- ・公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱
- ・国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準
- ・国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針
- ・国土交通省損失補償取扱要領 などにより実施

- ・公共事業により取得すべき事業の範囲は、取得の難易度によって変更されるものではない。
- ・補償金額は、客観的ルールに基づき算定され、権利者に不満があっても増額が認められるものではない。
- ・公共用地の取得は、任意取得を原則としつつも、妥結に至らない場合には、一般的には土地収用法に基づく手続きに移行することが予定されているものである。

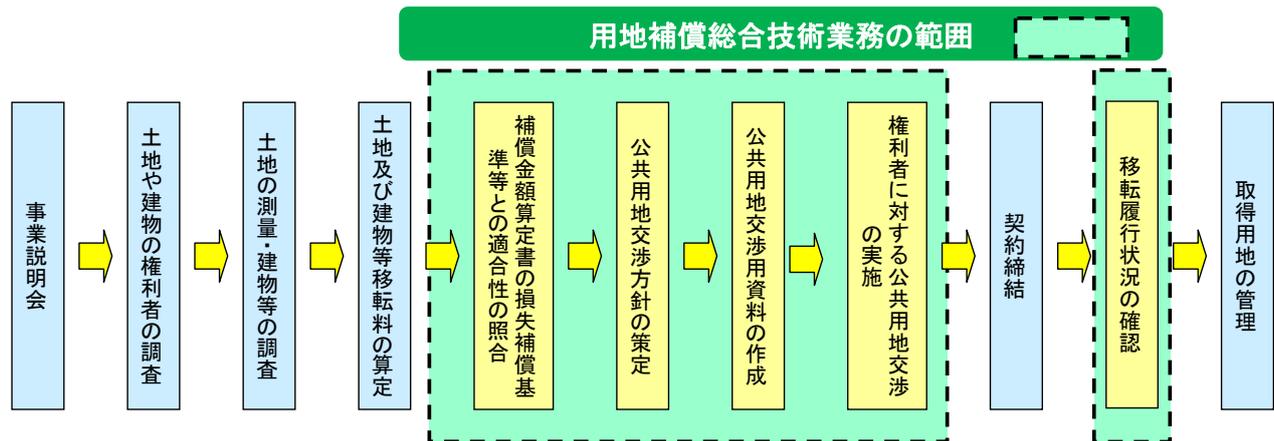
用地補償総合技術業務

業務の目的・必要性

- 公共事業の事業効果の早期発現のためには、用地取得の円滑化・迅速化を図り、用地取得期間を短縮することが不可欠である。
- 本業務は、事業に必要な土地の取得及びこれに伴う損失の補償に関する公共用地交渉等を行い、当該事業の用地取得の早期進捗を図るものである。

具体的な業務

公共用地取得事務の流れ



2

「用地補償総合技術業務」の業務内容

実施要項1.1

- 概況ヒアリング等
 - 現地踏査等
 - 関係権利者の特定
 - 補償額算定書の照合
 - 補償金明細表の作成
 - 公共用地交渉方針の策定及び公共用地交渉用資料の作成
 - 権利者に対する公共用地交渉
 - ・ 調書の説明及び確認
 - ・ 損失補償協議書の説明
 - ・ 補償契約書案の説明及び契約の承諾
 - 公共用地交渉後の措置
 - 移転履行状況等の確認後の措置
 - その他業務
- 積算歩掛の細分化

3